

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	二九
○福島県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	二九
訓 令	二九
○福島県商工会等検査規程	二九
告 示	三三
○道路の区域を変更する件五件	三三
○道路の供用を開始する件	三三
公 告	三五
○随意契約の相手方を決定した件	三五
○争議行為を行う旨通知があった件	三五
○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件	三五
○都市計画を変更する件	三五
福島県教育委員会	三五
○福島県立高等学校学則の一部を改正する規則	三五
福島県労働委員会	三五
○福島県労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則	三七

規 則

福島県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第九号

福島県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県身体障害者福祉法施行細則（平成四年福島県規則第五号）の一部を次のように

改正する。

第五条中「身体障害者診断書・意見書（様式第四号）」を「知事が別に定める診断書及び意見書によるもの」に改める。

第六条中「身体障害者手帳交付等申請（届）書（様式第五号）」を「知事が別に定める申請書又は届出書」に改める。

第七条の見出しを「（不該当認定通知書）」に改め、同条中「不該当認定通知書（様式第六号）」を「知事が別に定める通知書」に改める。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

様式第一号から様式第六号まで 三三三

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定（見出しに係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県身体障害者福祉法施行細則様式第四号による身体障害者診断書・意見書又は様式第五号による身体障害者手帳交付等申請（届）書は、改正後の福島県身体障害者福祉法施行細則の相当の規定に基づく診断書及び意見書又は申請書若しくは届出書とみなす。

（障がい福祉課）

訓 令

福島県訓令第二号

福島県商工会等検査規程を次のように定める。

平成二十七年三月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県商工会等検査規程

（趣旨）

第一条 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第五十条第一項、第五十八条第五項及び第六十条並びに商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）第五十八条第一項及び第八十四条の規定により商工会等に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）は、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規程において「商工会等」とは、商工会、福島県商工会連合会及び商工会議所をいう。

（検査の目的）

第三条 検査は、商工会等の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、商工会等に対する個別指導の実を挙げ、もって商工会等の正常な事業運営を促進し、商工業

本庁機関
出先機関

の総合的な改善発達に資することを目的とする。

(検査権の行使)

第四条 検査は、福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）第三条第一項第十一号及び第十四号の規定によりあらかじめ地方振興局長が指定する地方振興局の職員がこれに当たるものとする。

2 地方振興局長は、必要に応じ、商工労働部長に対し、検査への職員の派遣を要請することができる。この場合において、地方振興局長は、地方振興局の職員のほか、商工労働部長が派遣する職員を前項に規定する検査に当たる職員として指定するものとする。

(検査事項)

第五条 検査は、次に掲げる事項について行う。

一 業務運営の状況

二 会計の状況

(検査の方法)

第六条 検査は、検査を受ける商工会等の事務所その他の当該商工会等の業務に係るのある場所において実地検査の方法により行う。ただし、第四条第一項及び同条第二項後段の職員（以下これを「検査職員」という。）は、必要があると認めるときは、これらの場所以外の場所において、帳簿その他の書類について検査を行うことができる。

2 検査職員は、十分な注意をもって検査を行い、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

3 検査職員は、商工会等の内部統制組織の信頼性の程度を勘案して、試査の範囲を合理的に決定しなければならない。

(検査基準日及び検査の範囲)

第七条 検査基準日は、検査に着手した日の前日とする。ただし、検査に着手した日の前日に残高試算表等の検査に必要な書類が作成されていないときは、検査に着手した日の直近の残高試算表等が作成された日とすることができる。

2 検査の範囲は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの商工会等の業務及び会計の状況について行う。ただし、検査職員は、必要があると認めるときは、検査基準日の属する事業年度の前事業年度開始の前日及び検査基準日後の商工会等の業務及び会計の状況についても検査を行うことができる。

(検査の通告の取扱い)

第八条 検査は、商工会等に対し、あらかじめ検査通知書（様式第一号）を發出して行う。ただし、知事が特に必要があると認める場合には、別に定めるところにより、あらかじめ検査通知書を發出しないで行う検査（以下「無通告検査」という。）を行うことができる。

2 地方振興局長は、検査を行おうとするときは、あらかじめ商工労働部長に協議し、同意を得なければならない。

3 地方振興局長は、無通告検査を行おうとするときは、前項に規定する協議に際して、

あらかじめ検査通知書を發出することにより検査の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある理由等を記載した書面により、協議しなければならない。

4 商工労働部長は、前二項の規定による協議について、検査の実施が適当であると認めるときには同意するものとし、無通告検査の実施の適否については地方振興局長に対し書面により回答するものとする。

(無通告検査時の検査通知書の交付及び身分証明書等の携帯)

第九条 検査職員は、無通告検査に着手する場合には、商工会等の会長、副会長その他の責任者（以下「会長等」という。）に対して、当該検査に係る検査通知書を交付するとともに、検査を行う旨を告げなければならない。この場合において、検査の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

2 検査職員は、検査に際しては、商工会法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第五十八号）第七条に規定する身分を示す証明書又は商工会議所法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第五十二号）第十二条に規定する証票を携帯し、商工会等から請求があったときには、これを提示しなければならない。

(執務時間内検査の原則)

第十条 検査は、商工会等の執務時間内に行うものとする。ただし、会長等の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査の立会い)

第十一条 検査を行うに当たっては、会長等一人以上の立会いを得なければならない。2 監事、監査役その他の会長等の職務の執行を監査する立場にある者以下「監事等」という。）が置かれる商工会等の検査を行うに当たっては、当該監事等の立会いを得るようにならなければならない。

3 前二項の規定は、無通告検査の実施について準用する。この場合において、第一項中「得なければならない」とあるのは「得るよう努めるとともに、会長等の指定する職員の立会いを得なければならない」と、第二項中「得るようにならなければならない」とあるのは「得るよう努めるものとする」とそれぞれ読み替えるものとする。

(私物検査の制限)

第十二条 検査職員は、役員及び使用人の私物については、検査を行ってはならない。ただし、検査の執行上特に必要がある場合において、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(取引先等との照査)

第十三条 検査職員は、検査の執行上特に必要があると認めるときは、退職した会長等又は使用人、商工会員、取引先（出資先を含む。）その他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

(被検査商工会等に対する配慮)

第十四条 検査職員は、検査を行うに当たっては、商工会等の業務の執行に支障のないようにするとともに、商工会等に無用の負担を生じさせないように留意しなければならない。（品位の保持等）

第十五条 検査職員は、検査に当たっては、常に品位を保持し、検査に対する信頼を得るようにしなければならない。

(意見の聴取)

第十六条 検査職員は、検査を終了するに際して検査によって明らかとなった事項について、会長等から意見を聴くようにしなければならない。

(検査の講評)

第十七条 検査職員は、検査を終了するに際し、役員全員に対して検査結果についての講評を行い、当該検査結果についての意見を聴かなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該講評の時期を変更し、又は会長等のうち一部の役員に対して講評を行うことができる。

(検査結果の報告及び検査書の交付)

第十八条 検査職員は、検査を終了したときは、速やかに検査結果報告書を作成して、地方振興局長に提出するものとし、検査結果報告書の提出を受けた地方振興局長は、その写しを商工労働部長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、商工会議所の検査を行った検査職員は、検査の結果を商工会議所法施行令(昭和二十八年政令第三百十五号)第七条第二項の規定に基づき知事を經由して経済産業大臣に報告しなければならない。

3 検査の結果、地方振興局長が改善の必要があると認めたと重要な指摘事項については、検査書によりその商工会等に通知するものとする。ただし、商工労働部長が、次項に規定する警告を発しようとするときは、この限りではない。

4 商工労働部長が第一項の規定による検査結果報告書の提出を受け商工会法第五十一条第一項本文又は商工会議所法第五十九条第一項本文に規定する警告を発する必要があると認められた場合には、警告を発しなければならない。

5 商工労働部長が前項の警告を発する場合には、警告の対象となる商工会等に行行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項第二号の規定による弁明の機会を付与しなければならない。

(検査指摘事項に対する報告の徴求)

第十九条 知事は、前条第三項の検査書を交付したときは、商工会法第五十条第一項又は商工会議所法第五十八条第一項の規定により、期日を定めて、その商工会等から当該検査書で指摘した事項についての見解又は措置若しくは改善方針について、理事会における協議を求めた上、当該理事会の議事録謄本及び監事等の意見書等を添付した報告を求めるものとする。

2 知事は、前条第四項の警告を発したときは、商工会法第五十条第一項又は商工会議所法第五十八条第一項の規定により、期日を定めて、その商工会等に対し改善計画の提出を求めるとともに、知事が別に定めるところにより改善状況について確認するものとする。

(検査の拒否等に対する措置)

第二十条 検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められたときは、検査職員は直ちに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければ

ならない。

(秘密の保持)

第二十一条 検査職員は、検査によって知ることができた事項を他に漏らしてはならない。検査職員でなくなった後においても、同様とする。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

様式第1号 (第8条関係)

第 年 月 日 号

様

福島県 地方振興局長 印

検査通知書
法第 条第 項の規定に基づき、下記により検査を行います。

検査基準日 年 月 日
検査期日 自 年 月 日 至 年 月 日
担当検査員職氏名

告 示

福島県告示第百三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十七年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

(経営金融課)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	石川郡石川町大字双里 字七鍬石一〇一 番地先 から 同 郡同 町大字双里 字七鍬石六一番地 先ま で	変更前	九・四〇 一七・〇	一七九・一
		変更後	一〇・二〇 二四・〇	一七九・一

(道路計画課)

福島県告示第百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十七年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤留 塔寺線	河沼郡会津坂下町大字 塔寺字杉境二〇六七番	変更前	八・一〇 一四・一	四〇五・九

一地先から 同 郡同 町大字 塔寺字大門一五一九番 一地先まで	変更後	一〇・九ノ 三六・三	四〇五・九
--	-----	---------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第百三十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道喜多方西会津線	喜多方市岩月町喜多方 字稲村七七三番地先から 同 市岩月町喜多方 字稲村八八一番地先まで	変更前 変更後	八・〇ノ 一六・〇	一五八・七 一五八・七

(道路計画課)

福島県告示第百三十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十七年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道上戸	双葉郡広野町大字上浅	変更前 変更後	一〇・〇ノ	六六・三

渡広野線	見川字大谷内一三六番 二地先から 同 郡同 町大字上浅 見川字大谷内一三六番 二七地先まで	変更後	一一・〇ノ 五七・一	一〇五・五
------	---	-----	---------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第百三十四号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道いわき上三坂小野線	いわき市植田町中央一 丁目四番一五地先から 同 市植田町中央一 丁目四番一〇地先まで	変更前 変更後	八・五ノ 一五・〇	四四・〇 四四・〇

(道路計画課)

福島県告示第百三十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年三月六日

公 告

(道路計画課)

県道会津若松三島線	路 線 名
大沼郡会津美里町小沢字村東甲四 番一地从先 同 郡 同 町小沢字台畑甲三 三 番地先まで	供 用 開 始 の 区 間
平成二十七年三月六日	供 用 開 始 の 期 日

福島県知事 内堀 雅雄

公告第53号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける仮設乾燥施設運転管理等業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年3月6日

福島県県北流域下水道建設事務所長 吉 成 隆

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
仮設乾燥施設運転管理等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年1月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
J F Eエンジニアリング株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
8,697,931,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第五十四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長野地寿子から医療・福祉労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、平成二十七年二月二十五日付けで通知があった。

平成二十七年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 日時 平成二十七年三月十二日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービスセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生綜合病院、白河厚生綜合病院付属高等看護学院、農村検診センター、埴厚生病院、埴厚生病院併設老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生綜合病院、坂下厚生綜合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田にこにこヘルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTR.Y、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院付属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック
- 三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

（雇用労政課）

公告第五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十七年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ビバホーム横塚店 福島県郡山市横塚二丁目二百八十六番地一ほか
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
九千六百三十八平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル

- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十七年三月一日
- 五 届出年月日
平成二十七年二月二十六日
- 六 届出をした者
株式会社LIXILビバ

（商業まちづくり課）

公告第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県南都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
白河市のうち道場小路、鷹匠町、中町、天神町及び愛宕町の各一部の区域
- 二 縦覧場所
福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課及び白河市建設部都市政策室都市計画課
- 三 縦覧期間
平成二十七年三月六日から平成二十七年三月二十日まで
- 四 意見書の提出
県南都市計画道路を変更する案について、白河市の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）

福島県教育委員会

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第一号

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則
福島県立高等学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一福島県立福島商業高等学校の項中

情報処理科	八〇人
国際経済科	四〇人
経営情報科	八〇人
マネジメン ト会計科	八〇人
情報ビジネ スコ	一六〇人
経営ビジネ スコ	一六〇人
会計ビジネ スコ	一六〇人

を

に改め、同表福島県立福島東高等学校の項中「八八〇人」

情報ビジネ スコ	二四〇人
経営ビジネ スコ	二四〇人
会計ビジネ スコ	二四〇人

を「八四〇人」に改め、同表福島県立福島南高等学校の項中「二六〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立川俣高等学校の項中「二四〇人」を「二〇〇人」に改め、同表福島県立保原高等学校の項中「六八〇人」を「六四〇人」に改め、同表福島県立安達高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改め、同表福島県立二本松工業高等学校の項中「一六〇人」を「一二〇人」に改め、同表福島県立本宮高等学校の項中「三六〇人」を「三二〇人」に改め、同表福島県立郡山東高等学校の項中「八八〇人」を「八四〇人」に改め、同表福島県立郡山商業高等学校の項中

国際経済科	四〇人
流通経済科	三二〇人

を

流通経済科

三六〇人

「人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立須賀川高等学校の項中「六四〇人」を「六〇〇人」に改め、同表福島県立光南高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改め、同表福島県立塙工業高等学校の項中「二六〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立石川高等学校の項中「三三〇人」を「三〇〇人」に改め、同表福島県立船引高等学校の項中「四八〇人」を「四四〇人」に改め、同表福島県立小野高等学校の項中「四〇〇人」を「三六〇人」に改め、同表福島県立茨城高等学校の項中「七六〇人」を「七二〇人」に改め、同表福島県立会津工業高等学校の項中「二六〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立喜多方高等学校の項中「四〇〇人」を「三六〇人」に改め、同表福島県立喜多方東高等学校の項中「四〇〇人」を「三六〇人」に改め、同表福島県立喜多方桐桜高等

学校の項中

エリアマネ ジメント科	一二〇人
ビジネス実 務科	四〇人

を

エリアマネ ジメント科	一二〇人
----------------	------

に

改め、同表福島県立磐城桜が丘高等学校の項中「九六〇人」を「九二〇人」に改め、同表福島県立平工業高等学校の項中「二六〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立平

商業高等学校の項中

国際経済科	四〇人
流通ビジネ スコ	二〇〇人
情報システ ム科	二四〇人
OA会計科	八〇人
オフィス会 計科	一六〇人

を

流通ビジネ スコ	二四〇
情報システ ム科	二四〇
オフィス会 計科	二〇〇

人

人に
に改め、同表福島県立いわき光洋高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に

改め、同表福島県立湯本高等学校の項中「七六〇人」を「七二〇人」に改め、同表福島県立小名浜高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」に改め、同表福島県立好間高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」に改め、同表福島県立四倉高等学校の項中「三六〇人」を「三二〇人」に改め、同表福島県立双葉高等学校の項及び福島県立浪江高等学校の項中「二二〇人」を「一八〇人」に改め、同表福島県立富岡高等学校の項中「二四〇人」を「二一〇人」に改め、同表中

学 科	一一〇人
	双葉郡大熊町

総合学科	八〇人
	双葉郡大熊町
総合学科	一五二人
	双葉郡広野町

及び福島県立原町高等学校の項中「五二〇人」を「四八〇人」に改め、同表福島県立小

高商業高等学校の項中

情報処理科	四〇人
情報ビジネス科	八〇人

人に
に改め、同表福島県立小高工業高等学校の項中

電 気 科	一一〇人
-------	------

福島県立双葉翔陽高等学校	全日制	総合
	単位制	

福島県立双葉翔陽高等学校	全日制
福島県立ふたば未来学園高等学校	全日制
	単位制

に改め、同表福島県立相馬東高等学校の項

情報ビジネス科	一一〇人
---------	------

を
電 気 科
一一〇人
に改める。

別表第二福島県立浪江高等学校津島校の項中「二二〇人」を「一八〇人」に改める。

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
（高校教育課）

福島県労働委員会

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月六日

福島県労働委員会

福島県労働委員会規則第一号

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十八年福島県労働委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号本文中「又は申出」を削り、同号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二号中「又は申出」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定（同条第一号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（審査調整課）

電 子 科
四〇人